

令和6年9月30日

外国人技能実習の対象に林業職種が追加されたことを受けて  
(プレスリリース)

令和6年8月29日付けの厚生労働省令116号により、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)が改正され国家検定である技能検定の職種に林業が追加されるとともに、職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令(平成14年厚生労働省第77号)の改正により林業に係る技能検定の指定試験機関として一般社団法人林業技能向上センターが指定されました。

さらに、この度、令和6年9月30日付けで法務省・厚生労働省令第3号により、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)が改正され、外国人技能実習の対象に林業職種(育林・素材生産作業)が追加されました。

これを受けて、本センターでは、今年度中に技能実習生向けの随時級試験(令和6年度は基礎級のみ。)を実施するため、関係者と連携しながら、試験実施の公示をはじめとして関連作業を進めてまいります。

担当：(一社) 林業技能向上センター      大屋、飯塚      TEL:03-4334-7377

